

アートホテル青森 宴会・催事の規約

規約

アートホテル青森では、宴会・催事等（以下「宴会等」と称します）のための宴会場利用に関し、次のとおり規約を定めております。必ず一読のうえ、予めご了承くださいませようお願いいたします。

1. 宴会室料と追加室料

宴会場の使用時間とは、設営から撤去までを含みます。事前にホテルの担当係員と取り決めていただいたご使用時間（以下「契約時間」と称します）は、所定の室料をお支払いいただきますが、この契約時間を超過した場合には所定の追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

2. 打ち合わせ

宴会等の内容については事前にお打ち合わせください。また、最終的な打ち合わせは、宴会等開催日の11日前までにホテルの担当係員とお済ませください。

3. 支払い

宴会等に関するすべての費用（内金、前受金と実際のご利用金額との過不足）は、宴会開催日から31日以内に現金または銀行振込でお支払いください。

4. 有料人数の最終確認

宴会等の最終打ち合わせ後の出席人数の変更や、ご用意させていただくお料理の食数・人数（以下「有料人数」と称します）の最終変更は、宴会等開催日の3日前正午までにホテルの担当係員へご連絡ください。上記を過ぎて出席が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数（有料人数）の料金を頂戴いたします。

5. 取消料と期日変更料

既にご予約をいただいている宴会等のお取消しをする場合および開催期日を変更する場合には、下記の取消料または期日変更料を頂戴いたします。尚、後記11.の規約により解約する場合にも、下記の取消料を頂戴いたします。

開催日の120日前から31日前まで

取 消：実費諸費用の請求
期日変更：実費諸費用の請求

開催日の30日前から11日前まで

取 消：お見積り金額の30%および実費諸費用の請求
期日変更：お見積り金額の30%および実費諸費用の請求

開催日の10日前から4日前まで

取 消：お見積り金額の50%および実費諸費用の請求
期日変更：お見積り金額の50%および実費諸費用の請求

開催日の3日前より当日

取 消：お見積り金額の100%および実費諸費用の請求
期日変更：お見積り金額の100%および実費諸費用の請求

(上記の宴会場室料については「宴会場利用料金表」を基に算出いたします。)

※上記の取消料・期日変更料には、サービス料は加算いたしません。

※取消・変更いずれの場合も、手配が完了している実費諸費用(司会・コンパニオン・装花・看板等)に関しては、100%料金と税金を頂戴する場合がございます。

6. 装飾・余興などの手配

宴会等に係わる装飾・音響・照明・余興・パンケットコンパニオン等につきましては、ホテルより契約会社に手配いたします。お客様がホテルの契約会社以外に直接ご依頼される場合には、宴会場を円滑に運営する為、事前にホテルの担当係員へご連絡いただき、了承のもとにご手配ください。(ホテルに事前の同意を得ずにお取り扱いの会社にご依頼されることはご遠慮ください。)

7. 直接ご依頼のお取り扱い会社に対するお願い

ホテルの了承のもとに、お客様が直接ご依頼したお取り扱い会社が行なう、宴会等に関連する装飾・余興等の機器および機材の搬入・搬出、または看板等のサイズ、取り付け方法、設置場所の設定につきましては、ホテルの美観、導線等を考慮し、ホテルの指示に従って行なっていただくよう、お取り扱い会社の方々にご案内いたします。お客様側からもその旨をご連絡ください。尚、ホテル係員・ホテル協力会社係員の立ち会いが必要な場合には、立ち会い人件費を頂戴いたします。

8. 損害補償

お客様（主催者および宴会等に出席のすべてのお客様）あるいはお客様が直接ご手配されたお取り扱い会社の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷することのないよう十分ご注意ください。万一、破損・損傷が発生した場合は、その修復に関してホテルより指示いたしますので、それに合わせて速やかに修理するか、損害補償金（休業補償金を含む）をご負担ください。

9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

- A. 法令または公序良俗に反する行為
- B. 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み
- C. 発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み
- D. 悪臭を発する物の持ち込み
- E. 賭博等、風紀を乱す行為および他のお客様のご迷惑になる言動・行動
- F. ご予約時の使用目的以外のご利用
- G. 備品の移動
- H. その他、法令で禁じられている行為

10. 利用禁止事項

宴会等にご出席のお客様の中に次の該当者がいる場合、ご利用は禁止させていただきます。

- A. 暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体、その他反社会的勢力の関係者
- B. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体の関係者
- C. 病媒伝播のおそれがある伝染病等の疾病に罹っている方

11. 解約

お客様および宴会等にご出席のお客様が上記1.～10.の規約に違反する場合、もしくは違反する恐れがある場合、内金・前受金をお支払いいただけない場合、お申し込みもしくはお打ち合わせ等の際に虚偽の事実を申告した場合、もしくは重要な事実を申告しなかった場合、その他宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合には、宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご予約いただいている宴会等でも解約の上、取消料をご請求することがございますので、予めご了承ください。